（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　［略］

２　北海道経済産業局、東北経済産業局及び関東経済産業局の総務企画部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

１～３　［略］

４　関東経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

５・６　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、五五三人	
資源エネルギー庁	四四六人	
特許庁	二、七八九人	
中小企業庁	一九四人	
合計	七、九八二人	

改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	四、五五四人	
資源エネルギー庁	四四八人	
特許庁	二、七九二人	
中小企業庁	一九五人	
合計	七、九八九人	

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）	（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官）
第五条　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官三人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官二人及び卸取引検査官二人を置く。	**第五条**　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官五人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官五人及び卸取引検査官三人を置く。
２～７　［略］	２～７　［略］